

市第12号議案

横浜市技能文化会館条例の一部改正

横浜市技能文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 6 月11日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市技能文化会館条例の一部を改正する条例

横浜市技能文化会館条例（昭和60年12月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(1) 駐車場

第 8 条第 1 項中「受けた者」の次に「又は駐車場を利用する者」を加え、同条第 3 項中「利用料金」の次に「（駐車場に係る利用料金を除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

別表中

附 帯 設 備	1 式、1 台又は 1 チャンネル、1 日につき	20,000	を
---------	--------------------------	--------	---

駐 車 場	1 台、1 時間につき	400	に
附 帯 設 備	1 式、1 台又は 1 チャンネル、1 日につき	20,000	

改め、同表備考 3 中「施設」の次に「（駐車場を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市技能文化会館に駐車場を設置し、同駐車場について利用料金制を導入するため、横浜市技能文化会館条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市技能文化会館条例（抜粋）

上段	改正案
下段	現行

（施設）

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、技能文化会館に次の施設を置く。

（第1号から第10号まで省略）

(11) 駐車場

（利用料金）

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者 又は駐車場を利用する者 は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

（第2項省略）

3 利用料金（駐車場に係る利用料金を除く。） は、前納とする。

ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

4 駐車場に係る利用料金は、駐車場から自動車を出場するときに納付しなければならない。

別表（第8条第2項）

種 別	単 位	利 用 料 金
（省 略）		
駐 車 場	1台、1時間につき	400
附 帯 設 備	1式、1台又は1チャンネル、1日につき	20,000

（備考）

(1 及び 2 省略)

- 3 利用者が物品の販売その他営利を目的として施設 (駐車を除く。) を利用する場合の利用料金の額は、表に定める額を 2 倍して得た額とする。